KANAZAWA Art Directors Club
金沢アートディレクターズクラブ　会則

第1章　総則
第1条（名称）
この会は、金沢アートディレクターズクラブ（以下「本会」という）と称する。
又、呼称及び表記として「金沢ADC」の略称を認める。
英文表記は、KANAZAWA Art Directors Clubとし、略称の「KANAZAWA ADC」を認める。
第２条（目的）
本会は、広告デザイン及びクリエイティブの制作活動に携わるクリエイターが、その専門的な職能意識をより高めるための会とする。
第3条（事業）
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. KANAWAZA ADC展の開催、及びKANAZAWA ADC年鑑の発行。
3. 本会の目的を達成するために必要な事業の推進と支援。

第２章　会員
第4条（会員の資格）
本会の会員の種別及び資格を次のとおりとする。
2. 正会員
石川県内に在住、又は勤務し、広告デザイン及びクリエイティブの制作実務に従事する個人。
3. 準会員・賛助会員
本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会する個人及び法人・団体。
第5条（入会）
会員の種別を問わず、本会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 会員の種別を問わず、入会金の納入によって入会とする。
第6条（会費）
会員の種別を問わず、入会時に20,000円を納入しなければならない。
2. 会員の種別を問わず、入会時の翌年度から年会費を納入しなければいけない。
3. 正会員は、総会において定めるところにより、年会費（20,000円）を納入しなければならない。
4. 賛助会員は、総会において定めるところにより、年会費（1口20,000円）を納入しなければならない。
第7条（資格喪失）
会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。
（1）正当な理由がなく会費又は賛助会費を定めた納入期日より1年以上経過したとき。
（2）死亡もしくは失踪宣告、又は解散したとき。
（3）第9条の規定により除名されたとき。
第8条（退会）
会員は、退会届けを会長に提出し、任意に退会することができる。
第9条（除名）
会員が次の各号のいずれかに該当するとき、総会において会員総数の4分の3以上の同意を得て、それを除名することができる。この場合、その会員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）この会則に違反したとき。
（2）本会の名誉をき損し、又は第２条の目的に反する行為をしたとき。
第10条（拠出金品の不返還）
会員が既に納入した会費その他拠出金品は、返還しない。

第3章　役員
第11条（種別及び定数）
本会に、次に掲げる役員を置く。
2. 理事8名以上20名以内とする。
3. 理事の内1名を会長、1名を専務理事とする。
4. 専務理事1名は事務局長を兼務する。
第12条（選任等）
理事は、総会において正会員より、又は前任理事会にて推薦を受けた者より選任する。
2. 会長及び専務理事は、理事の互選により定める。
3. 補欠又は増員役員は理事会の互選により正会員より選任される。
4. 理事に移動があったときは、すみやかに会員に告知する。
5. 会長、専務理事に移動があったときは、理事会で互選し、すみやかに会員に告知する。
第13条（職務）
会員は、本会を代表し、その会務を統括する。
2. 専務理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
第14条（任期）
役員の任期は、2年とする。
2. 役員は、再任されることがある。
3. 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
第15条（解任）
役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、総数の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
第16条（報酬等）
役員は、無給とする。
2. 役員には費用を弁償することができる。

第4章　会議
第17条（会議）
本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2. 前項の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
第18条（構成）
総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。
第19条（権能）
総会は、本会の運営に関し重要な事項を決議する。
2. 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）総会に付議すべき事項
（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（4）この会則の施行に関する必要な事項
第20条（開催）
通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事会が必要と認めたとき
（2）正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
3. 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）会長が必要と認めたとき
第21条（召集）
会議は、会長が召集する。
2. 会長は、第20条第２項第２号に規定する場合にあっては、請求のあった日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 会議を召集する場合は、その構成員に対し、会議の目的たる事項及び日時・場所を示した書面により、開会の7日前までに通知しなければならない。
第22条（議長）
総会の議長は、会議のつど、出席した正会員のうちから選任する。
2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
第23条（定足数）
会議は、その構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。
第24条（決議）
会議の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決議するところによる。この場合において、議長は構成員として議決に加わる権利を有しない。
第25条（書面評決等）
会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、出席したものとみなす。
第26条（議事録）
会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）会議の日時及び場所
（2）構成員の現在数
（3）会議に出席した正会員名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記する）
（4）議決事項
（5）議事の経過の概要及びその結果
（6）議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか選任された議事録署名人2名が署名捺印をしなければならない。

第5章　委員会及び部会
第27条（委員会及び部会）
本会は、事業の充実と達成を円滑にするため、委員会及び部会を置くことができる。
2. 委員会及び部会に関する事項は、会の責任者にゆだね、本会運営上の重要事項のみ理事会の承認を必要とする。

第６章　資産、事業計画等
第28条（資産の構成）
本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）入会金及び会費並びに賛助会費
（2）寄付金品
（3）資産から生ずる収入
（4）補助金等
（5）事業に伴う収入
（6）その他の収入
第29条（資産の管理）
資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。
第30条（事業計画及び収入予算計画）
本会の事業計画及び収支予算計画は総会前の理事会で協議し、総会での決議を得て推進する。
第31条（事業報告及び収支報告）
本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、収支決算書、正味財産増減計画書並びに会員の異動状況書とともに会長が作成し、監事の監査を得、総会の承認を得なければならない。
第32条（事業年度）
本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第７章　事務局
第33条（設置等）
本会の事務を処理するため、第3章第11条4号による事務局長の所属事務所内に本会の事務局を置く。

第８章　会則の変更及び解散
第34条（会則の変更）
この会則は、総会において正会員数の3分の2以上の同意を得なければ変更はできない。
第35条（解散及び財余財産の処分）
本会は、総会において正会員数の4分の3以上の同意を得て解散ができる。
2. 解散のとき存する財余財産は、総会の議決を経、本会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第９章　顧問
第36章（顧問）
本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は有識者または本会に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委託する。
3. 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

平成22年4月1日より施行

役員名簿　理事全10名

会　長：宇野 たまこ
UNO DESIGN STUDIO 代表
勤務先：〒920-0862　石川県 金沢市 芳斉1丁目7-20　パークサイト玉川501
TEL：(076) 234-2263　FAX：(076) 218-6077
Mobile : 090-7081-7294　e-Mail : unotama@cat.email.ne.jp

専務理事 兼事務局長：斉藤　慶
株式会社斉藤慶デザイン研究所 代表取締役
勤務先：〒920-0043　石川県 金沢市 長田2丁目24-37
TEL：(076) 222-3773　FAX：(020) 4669-4687
Mobile : 090-1633-0321　e-Mail : kei@saitou-design.jp

理　事：後藤　徹
金沢美術工芸大学 視覚デザイン専攻　教授
勤務先：〒920-8656　石川県金沢市小立野5丁目11-1
TEL：(076) 262-3637　FAX：
Mobile : 090-8844 9334　e-Mail : goto@kanazawa-bidai.ac.jp

理　事：高橋 汽章
テリーの事務所
勤務先：〒920-2152　白山市明光3-78
TEL：　FAX：
Mobile : 090-1394-2641　e-Mail : terry_merry_erry@ybb.ne.jp

理　事：高橋 俊充
高橋俊充デザイン室　代表
勤務先：〒921-8001　石川県 金沢市高畠町3-1
TEL：(076) 218-5775　FAX：(020) 4668-9672
Mobile : 090-3888-8474　e-Mail : toshimitsu@takahashi-design.com

理事 兼会計：寺井 剛敏
金沢美術工芸大学 視覚デザイン専攻　教授
勤務先：〒920-8656　石川県金沢市小立野5丁目11-1
TEL：(076) 262-3622　FAX：
Mobile : 090-8812-1941　e-Mail : terai@kanazawa-bidai.ac.jp

理　事：中林 信晃
MUUデザイン室　代表
勤務先：〒923-0923　石川県小松市東町53
カフェ＆パール　エムラインマーケット2F
TEL：(0761) 58-1088　FAX：(0761) 58-1088
Mobile : 090-1310-3955　e-Mail : nakabayashi@muudesign.com

理　事：西田 英一
skip design office 代表
勤務先：〒921-8103　石川県 金沢市つつじが丘269
TEL：(076) 282-7907　FAX：(076) 247-2477
Mobile : 080-5038-0660　e-Mail : nishida@dj9.so-net.ne.jp

理　事：橋本 謙次郎
合同会社ワザナカ　代表
勤務先：〒920-0853　石川県 金沢市本町1-2-56　坂口ビル1F
TEL：(076) 255-1375　FAX：(076) 255-1376
Mobile : 090-9762-7253　e-Mail : kenjiro@wazanaka.jp

理　事：横山 真紀
横山真紀デザイン室　代表
勤務先：〒923-0835　石川県 小松市吉竹町4丁目303
TEL：(0761) 46-6012　FAX：(0761) 23-3508
Mobile : 090-9447-7170　e-Mail : art@star.bbexcite.jp